

平成 30 年度

環境適応資金（経済対策特別資金）のご案内

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

名古屋市中小企業振興センター

この資金は、経営環境の急激な変化の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、最近 3 か月間の月平均売上高または月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が、前年同期または 2 年前同期に比べて 3%以上減少している方です。

2 融資条件

融資限度額	1 億円（既存の環境適応資金の残高を含みます）								
資金使途	設備資金・運転資金								
融資期間 （据置期間）	3 年以内（原則 12 か月以内） 年 1.2%								
融 資 利 率	5 年以内（原則 12 か月以内） 年 1.3%								
	7 年以内（原則 12 か月以内） 年 1.4%								
	10 年以内（原則 12 か月以内） 年 1.5% （平成 30 年 4 月 1 日現在）								
返済方法	分割返済								
保 証 料 率	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっております。 （単位：年率%）								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定								

3 融資の取扱期間

平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関（市内店舗）にお申込みください。

銀 行	三菱ＵＦＪ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重・近畿大阪・第三・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡
そ の 他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
- 信用保証委託契約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 印鑑証明書
- 確定申告書(写し) 2 期分・決算書(写し) 2 期分
- 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
- (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
- 売上高の減少または利益率の減少に関する証明書
(取扱金融機関の支店長等が発行したもの)

} 名古屋市信用保証協会所定

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 その他

- この融資制度は、原則として責任共有制度※の対象です。
- ※責任共有制度とは、平成19年10月1日から全国の保証協会に導入された制度です。
- 保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

(1) 融資制度全般に関すること

名古屋市中小企業振興センター 電話 052(735)2100
名古屋市中区千種区吹上二丁目 6 番 3 号(中小企業振興会館 6 階)

(2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会 電話 052(212)3011
名古屋市中区栄二丁目 12 番 31 号